入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年1月8日

支出負担行為担当官

九州森林管理局長　沖　　修司

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　43

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　九州森林管理局庁舎耐震改修工事

⑶　工事場所　熊本県熊本市京町本丁２－７

⑷　工事内容　九州森林管理局庁舎の耐震改修等に係る建築一式工事

⑸　建築概要

①　構造階数

㋐　本館：鉄筋コンクリート造　地上５階塔屋１階建て

㋑　本館別館：鉄筋コンクリート造　地上３階地下１階建て

㋒　本館ポーチ：鉄筋コンクリート造　地上１階建て

㋓　本館ロビー：鉄筋コンクリート造　地上２階建て

②　建物規模：延べ床面積　8,656㎡改修一式　地下面積　498㎡　改修一式

③　建築年月：昭和41年５月

⑹　工期　契約締結日の翌日から平成25年２月28日まで

⑺　使用する主要な資機材　プレキャストフレーム、コンクリート、鉄筋、鉄骨、タイル等

⑻　本工事は、簡易な施工計画等の提案（以下「技術提案書」という。）等を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札式（簡易型）の工事である。

⑼　本工事は、入札等を電子入札システムにより行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑽　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格

⑴　「予算決算及び会計令」（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　平成21・22年度九州森林管理局における建設工事の建築一式工事に係るＡ等級又はＢ等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（「会社更生法」（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は「民事再生法」（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。）。

⑶　九州森林管理局における建築工事における一般競争参加資格の認定の際に客観的事項について算定した点数（経営事項審査に基づく客観点数）が1,000点以上であること。

⑷　「会社更生法」に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は「民事再生法」に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再確認を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成６年度以降に元請けとして、次に示す耐震改修工事の同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、当該実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長（以下「森林管理局長等」という。）が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成10年３月31日付け林野管第31号林野庁長官通知）第４の３に規定する工事成績評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

①　同種工事の要件

㋐　建物用途：官庁施設又は下記②に示す類似施設等

㋑　構造階数：鉄筋コンクリート造　地上３階以上

㋒　建物規模：延べ床面積　2,000㎡以上

㋓　工事種目：建築一式工事

㋔　㋐～㋓は同一工事であること。

②　類似施設等の条件

㋐　類似する施設は、地方公共団体等の庁舎、各種学校及び公民館等公共施設のほか、事務室、会議室、研修室、研究室等の合計面積が当該施設の過半数を占める施設、複合用途建築物で当該施設がその過半の面積を占める施設とする。

㋑　延べ床面積は、上記㋐に該当する場合は当該施設の全体面積を、それ以外の場合は当該用途に係る面積とそれに付随する共用部分の面積の合計面積とする。

⑹　次に掲げる基準を満たす「主任技術者又は監理技術者」（以下「主任（監理）技術者」という。）を「建設業法」（昭和24年法律第100号）に基づき当該工事に専任で配置できること。共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が資格を有していればよいものとする。

①　１級建築施工管理技士又は１級建築士以上の資格を有する者であること。

②　平成６年度以降に、上記⑸に掲げる工事において、主任（監理）技術者としての職務の経験を有する者であること。

なお、当該経験が森林管理局長等が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

③　配置予定技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が資料受付日以前に３ヶ月以上あること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書の提出期限の日から開札の日までの期間に、九州森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年６月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　技術提案書が発注者の設定している標準案より優れているか又は同等であること。

⑼　森林管理局長等が発注した工事で、過去２年の期間（平成19年４月１日から平成21年３月31日まで）に完成・引き渡された建築工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

⑽　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建築業者でないこと。

なお、本工事に係る設計業務等の受託者は「株式会社ライト設計」である。

⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⑿　「建設業法」に基づく本店又は支店若しくは営業所が、次に掲げる県内に所在すること。また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、次に掲げる県内に所在すること。

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

⒀　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　競争参加資格の確認等

⑴　本競争の参加希望者は、上記２に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書、資料及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。）を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記２⑵及び⑶に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も下記⑵により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。